

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名 社会福祉法人 真盛園
所在地 大津市坂本五丁目 13-1
代表者名 理事長 市川 隆成
電話番号 077-578-0044

2 ご利用事務所

事業所名 社会福祉法人真盛園 訪問看護ステーション和顔
指定番号 大津市指定 2560190163 号
所在地 大津市坂本五丁目 13-1
管理者 川口 香
電話番号 077-516-8877

3 事業所の目的と運営方針

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な(介護予防)訪問看護を提供する事を目的とする。

- (1) 訪問看護ステーション和顔（以下事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護(介護予防)支援事業所、地域包括支援センター、関係区市町村、地域保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要な時必要な(介護予防)訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努める。

4 事業所の職員体制 (令和5年5月1日時点)

<管理者> 業務全体の管理・苦情処理・法令等の規定を遵守させるための指揮命令
1名(兼務)

<看護師・准看護師>サービスの提供 常勤 3名(内1名は管理者兼務) 非常勤 0名

5 営業時間

月から金 8:30~17:30 (電話などにより24時間連絡は可能)
土・日・祝日・年末年始(12/31~1/3)休日です。

6 サービス提供地域

長等以北～真野以南（小学校区：真野・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎・滋賀・比叡平・長等）

（注）左記以外の地域への（介護予防）訪問看護では交通費が必要になります。（交通費20円/1Km）

7 サービス利用料金

基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとします。

利用者は、訪問看護ステーション和顔利用料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を払います。

8 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

9 苦情申し立て窓口

*利用者様は提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村または、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

*事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは、相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

*事業者は、利用者様が苦情申し立て等行った事を理由として、何らかの不利益な取り扱いをする事は致しません。

<事業所窓口>

担当者 川口 香
電話番号 077-516-8877
相談時間 営業時間、又は随時

<大津市窓口>

担当者 介護保険課
電話番号 077-528-2753
相談時間 月曜日～金曜日
8:40～17:25

<国民健康保険団体連合会（国保連合会）>

電話番号 077-510-6605
相談時間 月曜日～金曜日
9:00～17:00

10 提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

11 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用所に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、関係市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行い再発防止に努めます。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止に努めます。

12 非常災害対策

事業所は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続できるように努めます。

13 事業所運営の指針

- (1) 事業所を運営する法人の役員、管理者および職員は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならないとしています。
- (2) 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならないとしています。

14 利用者の人権の擁護、虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

15 衛生管理

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

17 その他運営に関する留意事項

事業所は、職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内実施するものとする。
- (2) その後の研修は必要に応じて随時実施する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

18 当事業所の（法人）の概要

<名称法人の種別>	社会福祉法人 真盛園
<代表者役職・氏名>	理事長 市川 隆成
<住所・電話番号>	大津市坂本五丁目13-1 電話番号：077-578-0044
<関連施設>	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護事業所 ショートステイ デイサービス 居宅介護支援事業所 地域交流センター「おいも若きも」

19 その他

この重要事項説明書は、大切に保管しておいてください。

令和 年 月 日

上記の内容を証する為本書を2通作成し、利用者様、事業者で署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

(介護予防)訪問看護の内容について、利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

(事業者) 事業者名 社会福祉法人 真盛園
所在地 大津市坂本五丁目 13-1
代表者 市川 隆成 印

(事業所) 事業所名 訪問看護ステーション 和顔
所在地 大津市坂本五丁目 13-1
説明者 _____

私は、重要事項説明書の内容について説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

別紙

利用料金【 介護保険：介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護 】

訪問看護をご利用 できる方	介護保険の被保険者で、要介護・要支援状態の認定を受けて、主治医が訪問看護を必要と認めた方																																
<p style="text-align: center;">利用料金</p> <p>支給限度基準額内においては、当該月の利用単位数合計に地域単価【大津市5級地：10.7円/単位】を乗じた1割が利用者負担金</p> <p>介護保険負担割合による(2割・3割負担の場合あり)</p>	<p style="text-align: center;">【 基本の費用 】</p> <p>● 訪問看護費</p> <p>*保健師・看護師による訪問（負担割合が1割の訪問看護費）</p> <p>《要支援》</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 所要時間 20分未満</td> <td style="width: 40%;">302 単位</td> <td style="width: 45%;">324 円/回</td> </tr> <tr> <td>(2) 所要時間 30分未満</td> <td>450 単位</td> <td>482 円/回</td> </tr> <tr> <td>(3) 所要時間 30分以上 1時間未満</td> <td>792 単位</td> <td>848 円/回</td> </tr> <tr> <td>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満</td> <td>1087 単位</td> <td>1163 円/回</td> </tr> </table> <p>《要介護》</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 所要時間 20分未満</td> <td style="width: 40%;">312 単位</td> <td style="width: 45%;">335 円/回</td> </tr> <tr> <td>(2) 所要時間 30分未満</td> <td>470 単位</td> <td>503 円/回</td> </tr> <tr> <td>(3) 所要時間 30分以上 1時間未満</td> <td>821 単位</td> <td>879 円/回</td> </tr> <tr> <td>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満</td> <td>1125 単位</td> <td>1204 円/回</td> </tr> </table> <p>・利用者の負担割合は『介護保険負担割合証』に記載された割合とする</p> <p>・准看護師による訪問の場合上所定の単位数の100分の90を算定</p> <p style="text-align: center;">【 加算 】</p> <p>● 早朝・夜間・深夜の訪問看護</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">早朝(6:00-8:00)</td> <td>所定単位数の100分の25を加算</td> </tr> <tr> <td>夜間(18:00-22:00)</td> <td>所定単位数の100分の25を加算</td> </tr> <tr> <td>深夜(22:00-6:00)</td> <td>所定単位数の100分の50を加算</td> </tr> </table> <p>● 緊急時訪問看護加算(月) 区分支給限度額算定対象外 (加算の算定には同意書が必要)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: right;">574 単位/月</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">615 円/月</td> </tr> </table> <p>*常時必要に応じて訪問看護を行うことが出来る体制</p>	(1) 所要時間 20分未満	302 単位	324 円/回	(2) 所要時間 30分未満	450 単位	482 円/回	(3) 所要時間 30分以上 1時間未満	792 単位	848 円/回	(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満	1087 単位	1163 円/回	(1) 所要時間 20分未満	312 単位	335 円/回	(2) 所要時間 30分未満	470 単位	503 円/回	(3) 所要時間 30分以上 1時間未満	821 単位	879 円/回	(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満	1125 単位	1204 円/回	早朝(6:00-8:00)	所定単位数の100分の25を加算	夜間(18:00-22:00)	所定単位数の100分の25を加算	深夜(22:00-6:00)	所定単位数の100分の50を加算	574 単位/月	615 円/月
(1) 所要時間 20分未満	302 単位	324 円/回																															
(2) 所要時間 30分未満	450 単位	482 円/回																															
(3) 所要時間 30分以上 1時間未満	792 単位	848 円/回																															
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満	1087 単位	1163 円/回																															
(1) 所要時間 20分未満	312 単位	335 円/回																															
(2) 所要時間 30分未満	470 単位	503 円/回																															
(3) 所要時間 30分以上 1時間未満	821 単位	879 円/回																															
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満	1125 単位	1204 円/回																															
早朝(6:00-8:00)	所定単位数の100分の25を加算																																
夜間(18:00-22:00)	所定単位数の100分の25を加算																																
深夜(22:00-6:00)	所定単位数の100分の50を加算																																
574 単位/月	615 円/月																																

	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別管理加算(月) 区分支給限度額算定対象外 <ul style="list-style-type: none"> * 特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める区分) (※注 1 参照) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 特別管理加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 20%;">500 単位/月</td> <td style="width: 20%;">535 円/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 特別管理加算(Ⅱ)</td> <td>250 単位/月</td> <td>268 円/月</td> </tr> </table> ● 複数名訪問加算 <ul style="list-style-type: none"> * 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合で(※注 2 参照)、複数の看護師が計画的に訪問看護を行った場合に算定 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 所要時間 30 分未満の場合</td> <td style="width: 20%;">254 単位</td> <td style="width: 20%;">272 円/回</td> </tr> <tr> <td>(2) 所要時間 30 分以上の場合</td> <td>402 単位</td> <td>431 円/回</td> </tr> </table> ● 初回加算 300 単位 321 円/回 <ul style="list-style-type: none"> * 新規に訪問看護計画を作成した場合に算定 ● 長時間訪問看護加算 300 単位 321 円/回 <ul style="list-style-type: none"> * 厚生労働大臣が定める状態にあるもの(※注 1 参照)に対して、所要時間が 1 時間 30 分以上になるときは 1 回につき算定 ● 退院時共同指導加算 600 単位 642 円/回 <ul style="list-style-type: none"> * 退院又は退所するにあたり、主治の医師その他の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定(特別な管理を必要とするもの(※注 1 参照)ものは 2 回算定可能) ● ターミナルケア加算 区分支給限度額算定対象外 2000 単位 2140 円 <ul style="list-style-type: none"> (加算の算定には同意書が必要) * 在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定(ターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。要介護のみ算定) 	(1) 特別管理加算(Ⅰ)	500 単位/月	535 円/月	(2) 特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	268 円/月	(1) 所要時間 30 分未満の場合	254 単位	272 円/回	(2) 所要時間 30 分以上の場合	402 単位	431 円/回
(1) 特別管理加算(Ⅰ)	500 単位/月	535 円/月											
(2) 特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	268 円/月											
(1) 所要時間 30 分未満の場合	254 単位	272 円/回											
(2) 所要時間 30 分以上の場合	402 単位	431 円/回											
キャンセル料	利用予定の 12 時間前までに連絡がなかった場合、当該基本料金の 70%												
交通費	通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、越えた地点から別途実費(1 km あたり 20 円)がかかります												

利用料金 【 有償での訪問看護 】

介護保険や医療保険でカバーできない内容について、自由契約でのサービスを行います。

- * 訪問看護サービス(所定の訪問看護の時間を超えた場合や、定期的なものではなく長時間看護師が自宅に滞在して看護を行う場合)

日 中： 4000 円/30 分

夜間早朝： 5000 円/30 分

深 夜： 6000 円/30 分

交通費は基準額

- * 死亡時の看護(ご遺体のお世話) 5000 円

※ 注1 特別管理加算(厚生労働大臣の定める区分)

- (1)特別管理加算(I) ・ 在宅悪性腫瘍患者指導若しくは気管切開患者指導管理を受けている状態
・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- (2)特別管理加算(II) ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ・ 在宅血液透析指導管理
・ 在宅酸素療法指導管理 ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理
・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・ 在宅自己導尿指導管理
・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・ 在宅自己疼痛管理指導管理
・ 在宅肺高血圧症患者指導管理 を受けている状態
・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
・ 真皮を越える褥創の状態
・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 注2 厚生労働大臣が定める基準

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合
- ③その他の利用者の状態から判断して、①又は②に準ずると認められる場合